

審査結果及び措置を講じた際の公表方法

【正副委員長案】

1. 審査結果が決定した際の公表方法について

○市議会ホームページへの掲載

○議会だよりへの掲載

(「詳細は市議会ホームページに掲載しています」という記事を掲載)

2. 措置を講じた際の公表方法について

○市議会ホームページへの掲載

○議会だよりへの掲載

(「詳細は市議会ホームページに掲載しています」という記事を掲載)

【参考：各会派の意見】

	審査結果が決定した際	措置を講じた際
ホームページ	・自民新 ・公明党(第11条第2項(1)から(5)) ・ネット ・虹の会 ・立憲	・自民新 ・公明党(第11条第2項(1)から(5)) ・ネット ・虹の会 ・立憲
議会だより	・公明党(第11条第2項(1)から(5)) ・共産党 ・ネット ・立憲	・公明党(第11条第2項(1)から(5)) ・共産党 ・ネット ・立憲
プレスリリース	・自民新(第11条第2項(1)から(3)) ・公明党(第11条第2項(1)から(3)) ・ネット(必要に応じて)	・自民新(第11条第2項(1)から(3)) ・公明党(第11条第2項(1)から(3)) ・ネット(必要に応じて)
記者会見	・自民新(委員長または対象者が判断) ・公明党(第11条第2項(1)) ・ネット(必要に応じて) ・虹の会(報道機関から求められたら) ・立憲(重大案件は委員会の判断で)	・自民新(委員長または対象者が判断) ・公明党(第11条第2項(1)) ・ネット(必要に応じて) ・虹の会(報道機関から求められたら) ・立憲(重大案件は委員会の判断で)

・自由、大和 i・・・明確な意見表明を確認できない。